

名古屋市公報	令和 3年 7月14日 第110号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目	次	ページ
規	則	
○ 名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則	(観光・MICE推進室) (第74号)	4
告	示	
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	(財政・税制課) (第343号)	9
○ 事後調査結果報告書（供用開始後）について	(環境・地域環境対策課) (第344号)	10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課) (第345号)	12
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第346号)	17
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第347号)	19
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課) (第348号)	23
○ 生活保護法による指定医療機関の変更	(健福・保護課) (第349号)	24
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課) (第350号)	25
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課) (第351号)	27
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課) (第352号)	28
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課) (第353号)	29
○ 生活保護法による施術機関の指定	(健福・保護課) (第354号)	30
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課) (第355号)	32
○ 有料公園施設等の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第356号)	34
○ 有料公園施設の供用時間の変更について	(緑土・緑地管理課) (第357号)	35

教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第10号)	36
交 通 局 告 示		
○ 料金等徴収事務の委託についての一部改正について	(第5号)	37
公 告		
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の 公告	(経済・地域商業課)	39
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	40
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	43
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	46
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	49

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則

1 改正内容

- (1) 名古屋市国際展示場の施設の使用の許可申請の手続について、規定を整備します。（第 2条の表関係）
- (2) 名古屋市国際展示場の使用料を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 8項に規定する利用料金に改めることに伴い、規定を整備します。（第 4条から第 7条、第13条、第16条、第17条及び別表関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 4年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。
ただし、一部の規定は、公布の日又は別に規則で定める日（以下「一部施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることとします。
- (3) 第 2条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則（以下「新規則」といいます。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができることとします。
- (4) 新規則の規定に基づく許可の申請その他展示場の施設を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができることとします。

名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 7 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第74号

名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 名古屋市国際展示場条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表を次のように改める。

区 分			申 請 日	
展 示 施 設	展 示 館	第 1 展示館	複数の展示館を同時に 3 日 以上使用するとき	使用開始の日の 2 年前の 日の属する月の初日
		第 2 展示館		
		第 3 展示館	その他の場合	使用開始の日の18月前の 日の属する月の初日
	屋外展示場	展示館と一体使用する場合		展示館の各区分の申請日
		集会施設等と一体使用する 場合		集会施設等の各区分の申 請日
		その他の場合		使用開始の日の 2 月前の 日の属する月の初日

集 会 施 設 等	ホール	展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
	会議ホール 会議室等	その他の場合	使用開始の日の12月前の 日の属する月の初日

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条 削除

(使用面積の端数処理)

第5条 利用料金の額の算定の基礎となる使用面積が1平方メートルに満たないときは、1平方メートルとする。

2 利用料金の額の算定の基礎となる使用面積に0.5平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、0.5平方メートル以上1平方メートル未満の端数があるときは、その端数は、1平方メートルに切り上げる。

第6条第2項中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第4項中「、市長」を「、指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改め、「市長が発行する」を削る。

第6条の2第2項後段を削る。

第6条の3の見出しを「(利用料金の減免)」に改め、同条第1項中「規定により使用料(駐車場の回数券の交付の際に徴収する使用料を除く。)を減免することができる場合及びその」を「規則で定める事由及び減免することができる」に改め、同項第1号中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) その他市長が定める特別の事由があるとき 市長が定める額

第6条の3第2項中「前項第2号」を「第1項第2号」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、駐車場の回数券の交付の際に徴収する利用料金については、適用しない。

第7条の見出しを「(利用料金の還付)」に改め、同条第1項中「に規定する正当な理由」を「の規則で定める事由」に改め、同項中第2号を削り、

第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (1) 使用者の責めに帰することができない事由により施設の使用ができないとき。

第 7 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。

第 7 条第 2 項各号列記以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「理由について当該各号に定める」を「区分に応じ、当該各号に掲げる」に改め、同項第 1 号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号に当たるとき 利用料金の全額

第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号中「使用料」を「利用料金」に改め、同項第 4 号中「前項第 2 号」を「前項第 3 号」に、「市長が」を「指定管理者が市長の承認を得て」に改め、同条第 3 項中「使用料」を「利用料金」に、「市長」を「指定管理者」に改める。

第13条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 管理業務により得られる収入の見込額

第16条第 2 項第 2 号を次のように改める。

- (2) 展示場の管理費用として本市が指定管理者に支払う金額又は管理業務に要する費用超過の収入として指定管理者が本市に納付する金額

第17条第 1 項中「4 月30日」を「5 月31日」に改める。

別表を削る。

第 2 条 名古屋市国際展示場条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

展 示 施	展 示 館	第 1 展示館	複数の展示館を同時に 3 日 以上使用するとき	使用開始の日の 2 年前の 日の属する月の初日
		第 2 展示館		
		第 3 展示館	その他の場合	使用開始の日の18月前の 日の属する月の初日
	屋外展示場	展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日	
		集会施設等と一体使用する	集会施設等の各区分の申	

設		場合	請日
		その他の場合	使用開始の日の2月前の 日の属する月の初日

」

を

「

展 示 施 設	展 示 館	展示ホール 第2展示館 第3展示館	展示ホールを区画しない場 合又は複数の展示館（特別 室を除く。以下この表にお いて同じ。）を同時に使用 する場合であって、3日以 上使用するとき	使用開始の日の2年前の 日の属する月の初日
			その他の場合	使用開始の日の18月前の 日の属する月の初日
		特別室	展示ホールと一体使用する 場合	展示館の各区分の申請日
			その他の場合	使用開始の日の2月前の 日の属する月の初日
	屋外展示場		展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
			集会施設等と一体使用する 場合	集会施設等の各区分の申 請日
			その他の場合	使用開始の日の2月前の 日の属する月の初日
	多目的スペース		展示館と一体使用する場合	展示館の各区分の申請日
			会議室A又は会議室Bと一 体使用する場合	集会施設等の各区分の申 請日
			その他の場合	使用開始の日の2月前の 日の属する月の初日

」

に改める。

第 4 条を次のように改める。

(附属設備の利用料金の基準額)

第 4 条 附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表

分 類	品 目	単位	利用料金の基準額
舞台設備	可動階段席 (A)	1 基	22,950円
	可動階段席 (B)	1 基	16,150円
	可動階段席 (C)	1 基	5,950円
備考			
1 利用料金の額は、午前又は午後のそれぞれの区分による使用にあつてはこの表に定める基準額に基づき指定管理者が定めた額（以下「指定管理者が定めた額」という。）、全日の区分による使用にあつては指定管理者が定めた額に 2 を乗じて得た額とする。			
2 1 の使用時間の区分は、条例別表 1 展示施設の表の使用時間の区分をいう。			

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
ただし、次項及び附則第 3 項の規定は公布の日から、第 2 条及び附則第 4 項の規定は規則で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則の規定に基づく指定管理者の指定の申請に必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 第 2 条の規定による改正後の名古屋市国際展示場条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。
- 4 新規則の規定に基づく許可の申請その他展示場の施設を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

名古屋市告示第 343 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

令和 3 年 7 月 6 日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
公益財団法人愛知・ 名古屋アジア競技大 会組織委員会	名古屋市中区三の丸三 丁目 2 番 1 号	令和 3 年 1 月 1 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第344号

事後調査結果報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第1項の規定に基づき、事業者から御園座タワー建設事業に係る事後調査結果報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和3年7月7日

名古屋市長 河村 たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (1) 株式会社御園座
代表取締役社長 宮崎敏明
名古屋市中区栄一丁目6番14号
 - (2) 積水ハウス株式会社
代表取締役 仲井嘉浩
大阪市北区大淀中一丁目1番88号 梅田スカイビル タワーイースト
- 2 対象事業の名称及び種類
御園座タワー建設事業
大規模建築物の建築
- 3 対象事業の実施場所
名古屋市中区栄一丁目605番1、2 他
- 4 事後調査結果報告書の提出年月日
令和3年6月28日（月）
- 5 事後調査結果報告書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎 5 階）

イ 名古屋市中区栄四丁目 1 番 8 号

中区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）

（伏見ライフプラザ13階）

(2) 縦覧期間

令和 3 年 7 月 7 日（水）から同月21日（水）まで。ただし、地域環境対策課及び中区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び中区役所

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

イ 環境学習センター

午前 9 時30分から午後 5 時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 345号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番23号	令和 3年 4月 1日
名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1	令和 3年 4月 1日
西大須伊藤内科・血液内科	名古屋市中区大須一丁目21番41号	令和 3年 4月 1日
肩とひざの整形外科	名古屋市中区大須四丁目10番40号	令和 3年 4月 3日

桜花ホームクリニック	名古屋市熱田区四番二丁目 2番25号	令和 3年 5月 1日
沢田皮フ科	名古屋市中川区押元町 1丁目12番地	令和 3年 4月 1日
小幡メンタルクリニック	名古屋市守山区小幡一丁目 1番13号	令和 3年 4月 1日
MED AGRE E CLINIC なごや	名古屋市守山区川東山2515番地	令和 3年 4月 1日
医療法人正風堂川 原医院	名古屋市緑区鹿山三丁目10番地	令和 3年 1月 1日
みうら皮フ科クリ ニック	名古屋市天白区原五丁目2612番地の 1	令和 3年 5月 7日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
山原クリニック	名古屋市千種区竹越二丁目 3番22号	令和 3年 4月 5日
名古屋市立大学医 学部附属東部医療 センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番23号	令和 3年 4月 1日
名古屋市立大学医 学部附属西部医療 センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1	令和 3年 4月 1日
金山ファイン歯科 ・矯正歯科	名古屋市中区金山一丁目15番10号	令和 3年 4月14日
モモノハデンタル クリニック	名古屋市港区港栄二丁目 6番 3号	令和 3年 4月 1日

そうまデンタルオフィス	名古屋市名東区一社二丁目 5番地	令和 3年 4月 1日
-------------	------------------	-------------

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
キョーワ薬局高岳店	名古屋市東区泉二丁目26番 2号	令和 3年 4月 1日
a m a n o 在宅薬局新栄町	名古屋市東区葵一丁目 3番15号	令和 3年 4月 1日
あるぷす薬局清水店	名古屋市北区清水三丁目17番 8号	令和 3年 4月 1日
まるちゃん薬局	名古屋市中村区太閤通 5丁目20番地	令和 3年 4月 1日
スギ薬局名鉄名古屋店	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 1号	令和 3年 5月 1日
十王薬局	名古屋市中村区十王町 3番 7号	令和 3年 4月 1日
かりん薬局金山総合駅前店	名古屋市中区金山一丁目15番10号	令和 3年 4月 1日
中日処方せん調剤薬局	名古屋市中区栄四丁目16番36号	令和 3年 4月 1日
中日薬局鏡栄店	名古屋市中区栄三丁目 4番15号	令和 3年 4月 1日
おだいに薬局白川公園店	名古屋市中区栄三丁目11番20号	令和 3年 5月 1日
おだいに薬局大須店	名古屋市中区大須二丁目27番25号	令和 3年 5月 1日

キョーワ薬局御器所店	名古屋市昭和区川名本町 3丁目77番地	令和 3年 4月 1日
たんぽぽ薬局瑞穂通店	名古屋市瑞穂区牧町 2丁目20番地の 1	令和 3年 5月 1日
あらたまばし薬局	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目52番地	令和 3年 4月 1日
キョーワ薬局鹿山店	名古屋市緑区鹿山三丁目 9番地	令和 3年 5月 6日
フォレスト調剤薬局鳴海店	名古屋市緑区鳴海町字山ノ神62番地の 3	令和 3年 4月 1日
アロ薬局	名古屋市緑区鳴海町字相原町25番地の 3	令和 3年 5月 1日
みか調剤薬局のなみ店	名古屋市天白区野並二丁目 440番地	令和 3年 4月 1日
みか調剤薬局	名古屋市天白区池場三丁目 502番地	令和 3年 4月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ナースコール池下	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	令和 3年 4月 1日
ナースコール千種	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	令和 3年 4月 1日
ナースコール徳川	名古屋市東区山口町 2番18号	令和 3年 4月 1日
ナースコール志賀	名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地	令和 3年 4月 1日

ナースコール北	名古屋市北区西味鉦一丁目 111番地	令和 3年 4月 1日
訪問看護ステーションらしさ	名古屋市昭和区桜山町 2丁目48番地の 1	令和 3年 4月 1日
ナースコール南	名古屋市南区汐田町 1番14号	令和 3年 4月 1日
ナースコール藤が丘	名古屋市名東区明が丘79番地	令和 3年 4月 1日
ナースケアH E A R T H	名古屋市天白区植田三丁目 505番地	令和 3年 4月27日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 346号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	大橋クリニック
	新	小林心療内科・精神分析室
所 在 地	名古屋市千種区内山三丁目25番 6号	
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日	

2 薬局

医 療 機 関 名	名駅調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市中村区則武二丁目 9番18号
	新	名古屋市中村区則武二丁目 9番15号
変 更 年 月 日	令和 3年 3月22日	

医 療 機 関 名	岡松薬局御器所店
-----------	----------

所在地	旧	名古屋市昭和区阿由知通 2丁目20番地
	新	名古屋市昭和区阿由知通 2丁目22番地
変更年月日		令和 3年 5月 6日

3 訪問看護

医療機関名		訪問看護ステーション祥裕
所在地	旧	名古屋市昭和区駒方町 2丁目77番地
	新	名古屋市昭和区緑町 2丁目25番地
変更年月日		令和 3年 4月 1日

医療機関名		訪問看護ステーショントーマス
所在地	旧	名古屋市緑区相原郷二丁目2007番地
	新	名古屋市緑区潮見が丘二丁目 198番地の 1
変更年月日		令和 3年 3月29日

医療機関名		訪問看護ステーションデューン名東
所在地	旧	名古屋市名東区明が丘 113番地
	新	名古屋市名東区本郷二丁目 177番地
変更年月日		令和 3年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 347号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋市立東部医 療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番23号	令和 3年 4月 1日
くろかわ内科・健 診クリニック	名古屋市北区元志賀町 1丁目 4番地 の 1	令和 3年 4月 1日
名古屋市立西部医 療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1	令和 3年 4月 1日
西大須伊藤内科・ 血液内科	名古屋市中区大須一丁目21番41号	令和 3年 4月 1日
沢田皮膚科	名古屋市中川区押元町 1丁目12番地	令和 3年 4月 1日

川原医院	名古屋市緑区鹿山三丁目10番地	令和 3年 1月 1日
------	-----------------	-------------

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名古屋市立東部医療センター	名古屋市千種区若水一丁目 2番23号	令和 3年 4月 1日
名古屋市立西部医療センター	名古屋市北区平手町 1丁目 1番地の 1	令和 3年 4月 1日
セントラル歯科	名古屋市中区千代田一丁目12番17号	令和 3年 4月 1日
福井歯科医院	名古屋市南区本地通 3丁目 3番地	令和 3年 4月 1日
峰デンタルオフィス	名古屋市名東区一社二丁目 5番地	令和 3年 1月31日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ハットリ調剤薬局	名古屋市千種区新西二丁目 9番 7号	令和 3年 4月 1日
キョーワ薬局高岳店	名古屋市東区泉二丁目26番 2号	令和 3年 4月 1日
あるぷす薬局清水店	名古屋市北区清水三丁目17番 8号	令和 3年 4月 1日
ファーコス薬局太閤通	名古屋市中村区太閤通 5丁目20番地	令和 3年 3月31日

十王薬局	名古屋市中村区十王町 3番 7号	令和 3年 4月 1日
中日処方せん調剤薬局	名古屋市中区栄四丁目16番36号	令和 3年 4月 1日
中日薬局鏡栄店	名古屋市中区栄三丁目 4番15号	令和 3年 4月 1日
くるみ調剤薬局かわな店	名古屋市昭和区前山町 1丁目 2番地	令和 3年 5月 1日
キョーワ薬局御器所店	名古屋市昭和区川名本町 3丁目77番地	令和 3年 4月 1日
あらたまばし薬局	名古屋市瑞穂区妙音通 4丁目52番地	令和 3年 4月 1日
みか調剤薬局のなみ店	名古屋市天白区野並二丁目 440番地	令和 3年 4月 1日
みか調剤薬局	名古屋市天白区池場三丁目 502番地	令和 3年 4月 1日
V・drug天白植田薬局	名古屋市天白区植田三丁目1603番地	令和 3年 5月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ナースコール在宅センター訪問サービス	名古屋市千種区池下一丁目11番21号	令和 3年 4月 1日
ナースコール千種	名古屋市千種区上野一丁目 2番 7号	令和 3年 4月 1日
ナースコール徳川	名古屋市東区山口町 2番18号	令和 3年 4月 1日

ナースコール北	名古屋市北区西味鋤一丁目 111番地	令和 3年 4月 1日
ナースコール志賀	名古屋市北区西志賀町 5丁目24番地	令和 3年 4月 1日
ナースコール南	名古屋市南区汐田町 1番14号	令和 3年 4月 1日
ナースコール藤が丘	名古屋市名東区明が丘79番地	令和 3年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 348号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
清水口整形外科クリニック	名古屋市東区白壁二丁目 6番 1号	令和 3年 5月10日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 349号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	旧	天白橋クリニック
	新	天白橋内科内視鏡クリニック
所 在 地	名古屋市天白区原一丁目 102番地	
変 更 年 月 日	令和 3年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 350号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
小幡メンタルクリニック	名古屋市守山区小幡一丁目 1番13号	令和 3年 4月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
モモノハデンタルクリニック	名古屋市港区港栄二丁目 6番 3号	令和 3年 4月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
福岡薬局	名古屋市昭和区広路町字石坂36番地	令和 3年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 351号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
玉川接骨院	名古屋市天白区大根町11番地	令和 3年 3月10日
成瀬 康孝		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 352号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 はり・きゅう

施 術 者 名	廣澤 光映	
施 術 所 名	旧	リリーフ鍼灸治療院
	新	廣澤鍼灸院
所 在 地	旧	名古屋市天白区島田一丁目 801番地
	新	名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番地 の 165
変 更 年 月 日	令和 3年 3月30日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 353号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
玉川接骨院	名古屋市天白区植田南三丁目 501番 地	令和 3年 3月 9日
玉川 雅淳		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 354号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ライフスタイル治療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年 4月15日
猪原 大輝		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ライフスタイル治療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年 4月15日
猪原 大輝		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
ふじさわ整骨院	名古屋市昭和区御器所二丁目 3番 4号	令和 3年 4月15日
藤澤 尚志		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第355号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和3年7月9日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

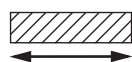
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	水車町第1号線	名古屋市南区菊住一丁目 601番の1地先から	前	0.027	4.24 ～ 5.42	附 図
			名古屋市南区菊住一丁目 603番地先まで	後	0.027	6.66 ～ 7.36	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により道路の区域とする部分

名古屋市告示第 356号

有料公園施設等の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 有料公園施設等の名称
フラワープラザ（名城公園）

- 2 変更内容

令和 3年 7月17日（土）の供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 357号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第18条の 4第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更しますので、名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3項の規定により告示します。

令和 3年 7月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設の名称

徳川園庭園

2 変更内容

令和 3年 8月11日から同月15日までの供用時間について「午前 9時30分から午後 5時まで」を「午前 9時30分から午後 8時まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市教育委員会告示第10号

教育委員会定例会の開催について

令和3年7月15日午前10時00分名古屋市博物館展示説明室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和3年7月9日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市博物館の概要について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市交通局告示第5号

料金等徴収事務の委託についての一部改正について

平成23年名古屋市交通局告示第20号（料金等徴収事務の委託について）の一部を、令和3年7月7日から次のように改正します。

令和3年7月7日

名古屋市交通局長 小林 史郎

表株式会社名古屋交通開発機構の項第1号ケを削ります。

表公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローの項第5号を削ります。

表アールエヌティーホテルズ株式会社の項中「名古屋市中区栄1丁目2番7号」を「名古屋市中区栄一丁目2番7号」に改めます。

表株式会社エスクリの項中「名古屋市中区錦三丁目12番13号」を「東京都港区西新橋二丁目14番1号興和西新橋ビルB棟」に改めます。

表株式会社グリーنزの項の次に次のように加えます。

株式会社グリーンホテル・ズ コーポレーション 福岡県久留米市日吉町12番35号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
--	---

表株式会社三交インの項中「名古屋市中村区名駅五丁目31番10号」を「名古屋市中村区名駅三丁目21番7号名古屋三交ビル6階」に改めます。

表キャッスルプラザの項を削ります。

表近畿日本ツーリスト中部株式会社の項中「近畿日本ツーリスト中部株式会社」を「株式会社近畿日本ツーリスト中部」に改め、同項の次に次のように加えます。

近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町六丁目1番55号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
-------------------------------------	---

表株式会社ジェイアール東海ツアーズの項中「名古屋市中区錦三丁目12番13号」を「東京都中央区京橋一丁目5番8号三栄ビル3階」に改めます。

表東武トップツアーズ株式会社の項の次に次のように加えます。

西鉄旅行株式会社 福岡県福岡市中央区薬院三丁目16番26号	乗車料金 (1) 乗合規程に規定する一日乗車券の料金 (2) 高速規程に規定する24時間乗車券の料金 (3) 割引連絡規程に規定する共通一日乗車券の料金
----------------------------------	---

表株式会社フジ・トラベル・サービスの項中「愛媛県松山市宮西一丁目5番10号」を「愛媛県松山市宮西一丁目2番1号」に改めます。

表名鉄観光サービス株式会社の項第4号を削ります。

表株式会社SCRAPの項を削ります。

名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の廃止の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされましたので、同条第 6項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 7月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パレマルシェ神宮店
名古屋市熱田区神宮三丁目 608番 ほか 1筆
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
10,951平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000平方メートル以下となる日
令和 3年 6月20日
- 5 廃止する理由
閉店に伴い建物を解体するため

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 7月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友熱田三番町店

名古屋市熱田区三番町 212番 ほか 2筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
合同会社西友	職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒夫	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所

合同会社西友	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒 夫	変更なし
--------	--	-------------------------	------	---------------------	------

3 変更の日

令和 3年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 6月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 7月 5日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 7月 5日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御器所店

名古屋市昭和区塩付通 3丁目 1番 2 ほか 5筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
合同会社西友	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒 夫	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所

合同会社西友	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒 夫	変更なし
--------	--	-------------------------	------	---------------------	------

3 変更の日

令和 3年 3月 1日

4 変更した理由

代表者変更のため

5 届出の日

令和 3年 6月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 7月 5日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 7月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友高針店

名古屋市名東区牧の里一丁目 401番 2 ほか23筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
合同会社西友	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒 夫	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	

1	合同会社西友	職務執行者 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー	東京都北区赤羽二丁目1番1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒夫	変更なし	令和3年3月1日
2	藤久(株)	代表取締役 後藤 薫徳	名古屋市名東区高社一丁目210番地	—	—	—	平成21年4月20日
3	小島 實	—	名古屋市名東区新宿一丁目229番地	—	—	—	令和2年1月31日
4	—	—	—	(株)セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渚二丁目38番地	平成28年4月28日
5	—	—	—	(株)あかのれん	代表取締役 伊藤 享司	名古屋市南区田橋一丁目3番19号	平成28年4月28日
6	—	—	—	(株)靴のホットタ	代表取締役 堀田 忠彦	愛知県清須市清洲1710番地	平成28年4月28日
7	—	—	—	ブックオフコーポレーション(株)	代表取締役 堀内 康隆	相模原市南区古淵2丁目14番20号	平成28年4月28日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 3月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2及びNo. 3の小売業者については、退店のため
- (4) No. 4からNo. 7までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 6月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 7月 5日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 3年 7月 5日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友鳴海店

名古屋市緑区黒沢台四丁目 801番 ほか 4筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
合同会社西友	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒 夫	変更なし

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	

1	合同会社西友	職務執行者 リオネル・ アルベール ・ジェイ・ デスクリー ・ドウ・マ レドスー	東京都北区 赤羽二丁目 1番 1号	変更なし	職務執行者 大久保 恒 夫	変更なし	令和 3年 3月 1日
2	—	—	—	上倉 和彦	—	名古屋市天 白区島田が 丘 608番地	平成 31年 1月 1日
3	—	—	—	サンオー(株)	代表取締役 安岡 悦二 郎	名古屋市東 区出来町一 丁目 9番 8 号	平成 29年 6月 16日
4	—	—	—	ブックオフ コーポレー ション(株)	代表取締役 堀内 康隆	相模原市南 区古淵 2丁 目14番20号	平成 28年 5月 26日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 3年 3月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、代表者変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、代表者変更のため
- (3) No. 2からNo. 4までの小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 3年 6月18日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 3年 7月 5日から同年11月 5日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 3年11月 5日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課